

委員会提出議案第11号

ブラッドパッチ療法の医療保険適用等による脳脊髄液減少症の治療の推進を求める意見書

脳脊髄液減少症は、交通事故、スポーツ外傷等、身体への強い衝撃により脳脊髄液が漏れ、頭痛、めまい、吐き気、倦怠感等の様々な症状が複合的に発症する疾病です。これらの症状は、外見上では確認できないことから、医療現場の関係者や交通事故対応の保険関係者の理解も十分に得られず、患者及び家族の肉体的・精神的苦痛は計り知れないものがあります。

これまでのところ、この疾病の診断・治療に関し、平成19年に厚生労働省からの補助を受けた研究班が置かれ、平成23年には同研究班により脳脊髄液減少症の一部である脳脊髄液漏出症の画像診断基準が示されました。

また、平成24年にはブラッドパッチ療法（硬膜外自家血注入療法）が先進医療として厚生労働省に認められ、平成26年1月に開かれた厚生労働省保険局所管の先進医療会議においては、ブラッドパッチ療法の有効率は82パーセントという報告がなされました。

こうしたブラッドパッチ療法の有効性・安全性の評価も含めた治療法の検討に加え、現在、脳脊髄液減少症の科学的根拠に基づく診療指針の策定が進められているところです。

よって、国においては、脳脊髄液減少症の治療の推進に資する以下の事項について早期に実現されることを強く求めます。

- 1 脳脊髄液減少症の治療法となるブラッドパッチ療法を医療保険の適用対象とすること。
- 2 厚生労働省の研究事業においては、18歳未満の症例についても十分に研究を進めていくこと。
- 3 脳脊髄液減少症の早期発見・治療のため、医療関係機関等への情報提供を徹底すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成27年12月18日提出

さいたま市議会保健福祉委員会
委員長 傳田ひろみ